

次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

計画策定について

- 計画期間について、障がい者支援計画は令和6年～11年度までの6年間、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和6～8年度までの3年間。

計画の策定にかかる基本的な考え方

現行計画の構成を維持しつつ、これまでの計画の進捗状況や、次の項目を反映しながら作成。

- 国の動向（法改正等）
- 基礎調査（ニーズ把握）から見てきた課題
- 国の基本指針の見直し（新たな成果目標等）
- 各委員からの意見反映

計画策定スケジュール

- 令和5年5～8月 ワーキング会議（計画素案の検討）
- 令和5年9月 障がい者施策推進協議会 各専門部会
- 令和5年10月(予定) 障がい者施策推進協議会（計画素案の審議）
- 令和5年12月(予定) パブリック・コメント実施
- 令和6年2～3月頃 計画策定・推進部会及び障がい者施策推進協議会（計画案の審議）
- 令和6年3月 次期計画策定

次期計画の概要

国の動向など

（主なもの）

- ・改正「障害者差別解消法」の公布・施行
- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布・施行
- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行
- ・改正「児童福祉法」の公布・施行
- ・改正「障害者総合支援法」の公布・施行
- ・改正「精神保健福祉法」の公布・施行 等

障がい者等基礎調査から 見えてきた課題

（主なもの）

- ・施設入所者の地域移行を進めるための取組について
- ・さまざまな障がい特性に対応できる支援体制の確保について
- ・ひきこもりがちな人への支援について
- ・障がいのある人への情報通信機器の利用に向けた取組について
- ・ヤングケアラーなどの家族介護者の支援について
- ・「親なき後」を見据えた障がい福祉サービス等の利用支援について
- ・感染症や災害発生時における障がい福祉サービス等の継続の取組について

国の基本指針の見直し

（成果目標）

- 1 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
- 3 福祉施設からの一般就労への移行等（拡充）
- 4 地域生活支援の充実（拡充）
- 5 障がい児支援の提供体制の整備（拡充）
- 6 相談支援体制の充実強化等（拡充）
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（継続）

第1部 総論

- 障害者基本法に基づく「障がい者支援計画」、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定
- 計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（難病等起因する障害を含む）

障害者基本法の理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす

基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

計画推進にあたっての基本的な方策

- 1 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 2 生活支援のための地域づくり
- 3 ライフステージに沿った支援
- 4 多様なニーズに対応した支援
- 5 支援の担い手の確保と資質の向上
- 6 調査研究の推進

第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・理解促進
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行のために

- 1 施設入所者の地域移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標

- 1 障がい者支援施設入所者の地域生活への移行
・令和8年度末までに入所者の6%（76人）を地域生活に移行等
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・令和8年度の精神病床における1年以上の長期入院者数 1,559人 等
- 3 地域生活支援の充実
・地域生活支援拠点等による支援実績を踏まえた運用状況の検証 等
- 4 福祉施設からの一般就労への移行等
・令和8年度の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数 1,140人 等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
・障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
・基幹相談支援センターを中心とする地域の相談支援体制の強化 等
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
・報酬請求にかかるエラーの多い項目等についての注意喚起 等

主な障がい福祉サービスの見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	20,829人	22,019人	23,291人
	月あたり利用時間	676,679時間	685,734時間	706,725時間
通所系サービス	月あたり利用者数	27,573人	30,953人	34,915人
	月あたり利用日数	480,166日	530,018日	605,773日
居住系サービス	グループホーム	4,907人	5,496人	6,156人
	施設入所支援	1,229人	1,213人	1,197人

国の基本指針の見直し

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・地域における相談支援体制の充実・強化
- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障がい福祉サービスの質の確保
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

ワーキング会議での議論

（主なもの）

- ・当事者の意見を反映できるように意思決定支援の取組を記載すべき
- ・新型コロナウイルス発生時には関係部局の連携した支援体制の整備が重要
- ・インクルーシブ教育の推進が重要
- ・差別解消を受けて、暮らしに関わる部局全体での取組の推進が必要
- ・精神障がいのある人への支援の施策の方向性や考え方の明確化
- ・地域移行について、対象者への積極的な働きかけを推進すべき
- ・災害に備える取組を具体的に記載すべき